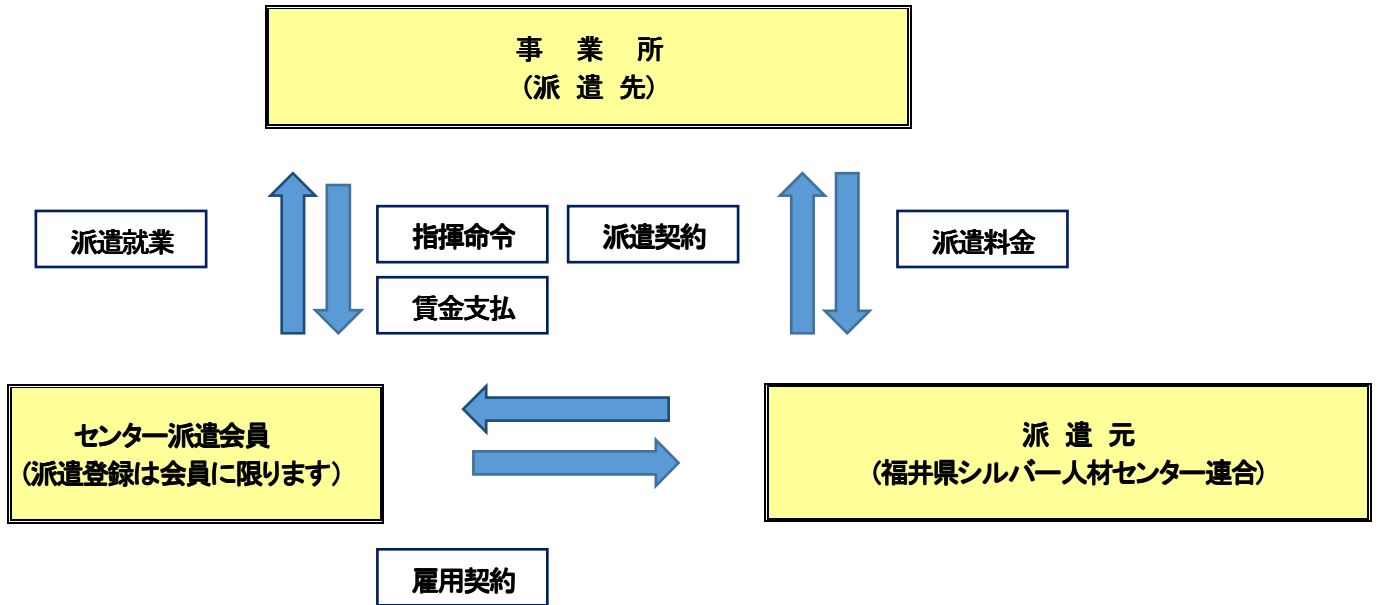


敦賀市シルバー人材センターでは新規に「派遣事業」を始めました

請負又は委任による働き方だけでは対応できなかった発注者の従業員・職員等との混在作業や指揮命令を受ける作業など多様な働き方が可能となり、会員の就業機会の拡大につながるためシルバー派遣事業(一般労働者派遣事業)を始めました。

派遣労働者は、「繁忙期等臨時的・短期的な就業(概ね月 10 日以内)又はその他軽易な業務(概ね週 20 時間を超えないもの)」の就業となります。なお、長期・長時間となる場合は、ローテーション就業による対応をお願いしています。

※法の定めにより、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務は派遣できません。又、製造業などの多くの業種は、最長3年までといった派遣期間の制限があります。



シルバー派遣事業関係図

「請負・委任による就業」と「シルバー派遣事業」の比較

項目	請負・委任による就業	シルバー派遣事業
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業(概ね月10日以内)又はその他軽易な業務(概ね週20時間を超えないもの)	臨時的・短期的な就業(概ね月10日以内)又はその他軽易な業務(概ね週20時間を超えないもの)
雇用関係の有無	なし	福井県シルバー人材センター連合と雇用関係有り
発注者の指揮命令	受けない・できない	受ける・できる
発注者との混在作業	混在して作業してはならない	混在して作業しても良い
事故の際に適用される保険	シルバー保険	労災保険
発注者との契約当事者	敦賀市シルバー人材センター	福井県シルバー人材センター連合
社会保険・雇用保険の適用	なし	なし
会員に対する報酬	配分金(雑所得) 源泉徴収の対象にならない	賃金(給与所得) 源泉徴収の対象になる
派遣料金		(時間単価×20%(事務費))+消費税

事業主(派遣先)の皆様へ

- ・シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 40 条に基づき設立された公共的、公益的団体からの派遣なので安心です。
- ・シルバー人材センターは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号で地方公共団体と随意契約ができる団体とされています。
- ・原則 60 歳以上の派遣登録会員を派遣します。
- ・豊かな経験・知識・技能を有した会員(人材)を事業主様のニーズに応じて派遣します。
- ・派遣労働者は、「臨時的・短期的な就業(概ね月 10 日以内)又はその他軽易な業務(概ね週 20 時間を超えないもの)」の就業となります。なお、長期・長時間となる場合は、ローテーション就業による対応をお願いしています。
- ・高齢者の安全に配慮して、危険・有害な仕事を除いてお引き受けいたします。
- ・派遣労働者は、派遣先の指揮命令を受け、派遣先の従業員や職員と混在作業ができます。**(請負・委任では発注者は、会員に対して指揮命令・指示はできません。)**
- ・短期的、短時間の仕事であってもお受けしますし、しかも低コストでお役に立ちます。
- ・シルバー人材センターが行う派遣事業は、「一般労働者派遣事業」と同じ業務を取り扱います。
- ・「労働者派遣契約」を締結し、派遣登録会員を派遣します。
- ・「労働者派遣契約」に基づき「派遣料金」をお支払いいただくこととなります。
- ・派遣に要する料金体系は、次のとおりです。
○派遣料金＝派遣賃金＋派遣手数料(派遣賃金×20%)＋消費税
- ・派遣労働者の時間単価は福井県最低賃金を下回ることはできません。
- ・派遣事業における就業中の事故については、センター連合と雇用契約に基づき、労災保険が適用されます。

会員(派遣労働者)の皆様へ

- ・原則 60 歳以上の当センター会員が登録できます。
- ・福井県シルバー人材センター連合との労働契約に基づいて働くこととなります。
当センターは、実施事務所として窓口業務を行います。
- ・働く形態は、「臨時的・短期的な就業(概ね月 10 日以内)又はその他軽易な業務(概ね週 20 時間を越えないもの)」の就業となります。
- ・派遣労働者は派遣先の指揮命令を受けます。
- ・働いた対価は「賃金」として支払われます。
- ・一人の会員が従来の請負・委任による働き方と派遣事業による働き方の双方を希望しても問題ありません。
- ・労災保険の適用はありますが、社会保険(厚生年金保険・健康保険)及び雇用保険の適用はありません。
- ・派遣先事業所から他の会員への交代の要求があつて、それが適正である場合については、交代することもあります。